

令和6年度 随意契約一覧表(環境部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	令和6年度吹田市立やすらぎ苑火葬炉設備保守点検業務	火葬炉設備は長時間使用する間に磨耗・消耗や劣化などを起因とする事故や故障に至らなくとも安全性が損なわれる可能性があることから定期的に保守点検を実施し、適切な施設管理を行う	令和6年4月8日から 令和6年6月28日まで (令和6年4月8日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	3,718,000円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は、太陽築炉工業株式会社が「火葬炉の燃焼制御システムおよび火葬炉の燃焼制御方法」(特許第4413249号)として火葬炉設備システム全体で特許を取得しております。重要な機器のほとんどは、本設備専用に当該業者で設計したものであることから当該業者による保守点検を行わなければ、設備の能力、安全性は確保できなくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意交渉するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】が「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
2	環境保全指導課	吹田市南吹田地域土壌・地下水汚染浄化対策検証補助委託業務	南吹田周辺地域で土壌・地下水汚染が確認されている工場内浄化対策に関する書類審査、会議運営及び地下水の状況把握についての技術的な支援を得る。	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市中央区道修町1丁目6番7号 (株)建設技術研究所 大阪事務所	2,486,000円	本業務は、土壌・地下水汚染浄化に関する高度な知識、技術及び経験を要し、特に、(株)建設技術研究所 大阪事務所がこれまで本業務に関わることにより集積されたノウハウや南吹田地域の地下水の状況に関する知見等を活かした技術的支援は非常に有用であり、本業務の委託先を変更することは、業務の効率性を著しく低下させ、本業務の目的である書類審査や会議運営に支障があるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】が「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
3	環境保全指導課	微小粒子状物質(PM2.5)大気環境調査委託業務	吹田簡易裁判所局において、試料を採取し、質量濃度の測定及び微小粒子状物質の成分分析を行う。	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	京都府京都市伏見区竹田北三ツ杭町84番地 環境計測(株)	7,018,000円	一般競争入札の結果、不調となったため、最低価格を提示した業者と随意交渉をした結果、本市予定価格の範囲内で交渉が成立したため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第8号に該当)
4	環境保全指導課	大気常時監視測定局維持管理委託業務	大気常時監視測定局に設置された測定器等を、常時正常に稼働させるため、点検調整等保守管理上必要な業務及び測定データの整理を行う。	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府門真市宮前町6番22号 (株)デイケイケサービス 関西	12,650,000円	一般競争入札の結果、不調となったため、最低価格を提示した業者と随意交渉をした結果、本市予定価格の範囲内で交渉が成立したため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第8号に該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市淀川区東三国1丁目28番1号 (株)石原産業	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額574円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額336円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 680円 執行予定総額 121,883,394円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
6	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市川岸町7番10号 鍵本産業(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額574円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額336円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 680円 執行予定総額 285,624,875円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
7	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市都島区内代町2丁目7番38号 北大阪清掃(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額574円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額336円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 680円 執行予定総額 99,282,508円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
8	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市淀川区田川北2丁目4番10号 (株)大建工業所	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額574円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額336円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 680円 執行予定総額 265,868,594円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
9	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市阿倍野区阪南町3 丁目42番10号 大道興業(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額574 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額336 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 680円 執行予定総額 224,012,265円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的 に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・ 委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供すること ができないときに該当)
10	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペット ボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般 廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	高槻市上田辺町19番8号 都市クリエイト(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額574 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額336 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 680円 執行予定総額 107,821,324円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的 に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・ 委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供すること ができないときに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
11	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市岸部中2丁目10番 10号 西川清掃(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額574 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額336 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 680円 執行予定総額 240,587,292円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
12	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市江坂町3丁目48番 51号 (株)マルサン	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額574 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額336 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 680円 執行予定総額 119,540,630円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
13	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市東御旅町5番34号 (株)村尾興業	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額574円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額336円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 680円 執行予定総額 111,001,822円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
14	事業課	一般廃棄物(塵芥・ペットボトル)収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市江坂町5丁目21番9-203号 (株)NANBU	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額574円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額336円 (従量制ごみ) 1kg当たり 8円 (ペットボトル) 1か所1回当たり 680円 執行予定総額 98,612,470円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
15	事業課	一般廃棄物(ペットボトル)収集運搬業務	市内の一般廃棄物(ペットボトル)の収集運搬	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市出口町19番1号 社会福祉法人さつき福祉会	単価契約 1か所1回当たり 677円 執行予定総額 929,385円 ※単価には消費税を含まない	障害者優先調達推進法に基づく、障がい者施策の一環であり、福祉施設におけるペットボトルの収集運搬業務の委託であるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第3号に該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
16	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター一般廃棄物埋立処分業務	資源循環エネルギーセンターから排出される焼却残灰を、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場にて埋立処分する業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪湾広域臨海環境整備センター	単価契約 1tあたり 12,870円(税込) 執行予定総額 38,610,000円	本市は、廃棄物の適正な最終処分を行うため、焼却残灰等の埋め立てを大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。同センターは、「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)に基づき、4港湾管理者(大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港)と近畿2府4県168市町村が出資して廃棄物の適正処理、港湾機能の拡充及び新たな埋立地の活用を図ることを目的に、港湾埋立整備事業を行っています。同センターが保有する処分場は、大阪府域における唯一の公共最終処分場であり、また吹田市内に埋立処分可能な土地がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同センターと単独随意契約をするものです。(吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)物品・委託役務関係業務 カク特定の者でなければ役務を提供することができないとき)に該当)
17	資源循環エネルギーセンター	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業(令和6年度建設委託契約	令和6年度大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪湾広域臨海環境整備センター	6,580,000円	資源循環エネルギーセンターの焼却残灰等の埋立は、廃棄物の適正な最終処分を行うため、大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。同センターは、「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)と事業計画に基づき、4港湾管理者(大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港)と近畿2府4県168市町村が出資して、廃棄物の適正処理、港湾機能の拡充及び新たな埋立地の活用を図ることを目的に港湾埋立整備事業を実施しています。その運営費用については、上記の出資者で年度ごとに団体別に負担しています。 運営費用のうち、建設委託については、同センターの搬入基地が供給開始から20年以上が経過し、設備の老朽化が進んでおり、早急な設備改修等の対策が必要なため、延命化対策工事、排水処理施設関係工事を計画的に実施しています。また、ダイオキシン類基準超過廃棄物の搬入事案が発生したことを受け、環境保全対策調査も合わせて実施しています。 調査委託については、令和10年以降の次期計画調査に向けた環境影響評価に着手しています。同センターが保有する処分場は、大阪府域における唯一の公共最終処分場であり、また、吹田市内には埋立処分可能な土地がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同センターと単独随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当。)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
18	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和6年4月1日から 令和6年4月30日まで (令和6年4月1日)	東京都品川区東品川3丁目6番5号 (株)V-Power	6,557,551円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
19	破碎選別工場	破碎選別工場 廃乾電池搬送処理業務	廃乾電池の適正処理及び搬送処理業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号 野村興産(株)関西営業所	単価契約 1kgにつき 65円(税抜) 執行予定総額 5,005,000円	国内で水銀含有廃棄物を再資源化処理できる業者は、野村興産(株)のみであり、また搬送業務を別途契約とするより、合わせて契約したほうが経費的に有利となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により同社と随意契約するものです。

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑1系集じん装置及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、集じん装置、飛灰排出弁、消音器、主燃焼炉バーナ空気供給用フレキシブルダクトに損傷を確認しています。このまま修繕せず放置すると、火葬炉本体の損傷等により、適正な火葬業務に支障をきたし、火葬炉の使用停止等の事態を招き、結果膨大な修繕費が必要となります。このような事態を避け、施設の円滑な運営を担保するために、火葬炉設備の修繕を行う	令和6年5月13日から 令和6年6月28日まで (令和6年5月13日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	18,965,760円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のもので、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑1・3・4系熱交換器及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、熱交換器、再燃焼炉絞り壁、セラミックブロック、消音ダクト、排風機、燃焼用送風機、バイパスダンパ、火の粉侵入防止装置、集じん装置飛灰排出弁、炉内台車に損傷を確認しています。このまま修繕せず放置すると、火葬炉本体の損傷等により、適正な火葬業務に支障をきたし、火葬炉の使用停止等の事態を招き、結果膨大な修繕費が必要となります。このような事態を避け、施設の円滑な運営を担保するために、火葬炉設備の修繕を行う	令和6年6月20日から 令和6年11月15日まで (令和6年6月20日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	114,613,400円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のもので、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号炉系機械設備整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター1号炉系燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和6年5月17日から 令和6年8月23日まで (令和6年5月17日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	89,100,000円	本整備に係る燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備は、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	水道供給契約	水道の供給	令和6年4月1日から 令和6年5月31日まで (令和6年5月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	2,866,025円	特定の者でなければ納入することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当。)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	資源循環 エネルギー センター	電気需給契約	資源循環エネルギーセン ター、破碎選別工場及び 資源リサイクルセンターに おいて使用する電気の供 給	令和6年5月1日から 令和6年5月31日まで (令和6年5月1日)	東京都品川区東品川 3丁目6番5号 (株)V-Power	7,021,616円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分の ため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託 役務関係業務】ウに該当。)
6	資源循環 エネルギー センター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 29,975 kg	令和6年5月15日から 令和6年5月18日まで (令和6年5月15日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	3,872,619円	令和6年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契 約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役 務関係業務】ウに該当)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環 エネルギー センター	資源循環エネルギーセン ター 1号焼却炉耐火物整備	本整備は、資源循環エネ ルギーセンター1号焼却炉 耐火物について、廃棄物 の処理及び清掃に関する 法律第8条の3の規定によ る施行規則第4条の5「一 般廃棄物処理施設の維持 管理の技術基準」に基づ き点検、清掃及び消耗部 品の取替えを行い、今後 の運転の安定化を図る目 的で行うものです。	令和6年6月14日から 令和6年8月23日まで (令和6年6月14日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	9,372,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
2	資源循環 エネルギー センター	資源循環エネルギーセン ター 1号ボイラー下部ホッパー 整備	本整備は、資源循環エネ ルギーセンター1号ボイ ラー下部ホッパーについ て、廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第8条の3 の規定による施行規則第 4条の5「一般廃棄物処理 施設の維持管理の技術 基準」に基づき点検、清掃 及び消耗部品の取替えを 行い、今後の運転の安定 化を図る目的で行うもの です。	令和6年6月14日から 令和6年8月23日まで (令和6年6月14日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	9,680,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 2号灰溶融炉整備	本整備は、溶融設備の2号灰溶融炉及びその他付帯設備等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和 6年 6月24日から 令和 6年 9月27日まで (令和6年6月24日)	神奈川県川崎市川崎区 夜光2丁目4番1号 大同環境エンジニアリング株式会社 東京支店	56,100,000円	本整備に係る溶融設備の2号灰溶融炉及びその他付帯設備等は、大同特殊鋼株式会社の製品であり、部品の調達並びに整備技術等については同社独自のものであるため同社のメンテナンス部門を引き受けている大同環境エンジニアリング株式会社でしか整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
4	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和6年6月1日から 令和6年6月30日まで (令和6年6月1日)	東京都品川区東品川 3丁目6番5号 (株)V-Power	7,804,906円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
5	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 24,995kg	令和6年6月17日から 令和6年6月19日まで (令和6年6月17日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	3,229,228円	令和6年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
6	資源循環エネルギーセンター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 5,920kg	令和6年6月17日から 令和6年6月22日まで (令和6年6月17日)	東大阪市渋川町 2丁目3番15号 (株)隅谷商店	2,735,040円	令和6年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	塩化水素濃度計等 排ガス分析計整備	本整備は、排ガス分析計の部品交換、機器調整及び校正を行い、測定精度の確保、機器の安定的な運用を図るものです。	令和6年7月1日から 令和6年12月20日まで (令和6年7月1日)	大阪市中央区 大手前1丁目7番31号 京都電子工業(株)	4,909,753円	塩化水素濃度計等の排ガス分析計については京都電子工業(株)製の機器で、整備技術等についても独自のものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 20,015kg	令和6年7月12日から 令和6年7月16日まで (令和6年7月12日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,585,837円	令和6年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	資源循環 エネルギー センター	資源循環 エネルギーセンター クレーン制御盤整備	本整備は、クレーン制御 盤のインバータの交換お よび調整を行い、今後の 安定運転を図るもので す。	令和6年7月31日から 令和7年3月10日まで (令和6年7月31日)	大阪市中央区本町 1丁目8番12号 (株)日立プラントメカニク ス	10,978,000円	本整備に係る設備は、株式会社日立プラントメカニクス製の製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社日立プラントメカニクスで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環 エネルギー センター	資源循環 エネルギーセンター 1号ボイラー過熱器整備	本整備は、資源循環エネ ルギーセンター1号ボイ ラー過熱器管について、 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律第8条の3の規 定による施行規則第4条 の5「一般廃棄物処理施 設の維持管理の技術基 準」に基づき点検、清掃及 び消耗部品の取替えを行 い、今後の運転の安定化 を図る目的で行うもので す。	令和6年7月26日から 令和6年9月13日まで (令和6年7月26日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	9,460,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマ製の製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
5	資源循環 エネルギー センター	電気需給契約	資源循環エネルギーセン ター、破碎選別工場及び 資源リサイクルセンターに おいて使用する電気の供 給	令和6年7月1日から 令和6年7月31日まで (令和6年7月1日)	東京都品川区東品川 3丁目6番5号 (株)V-Power	17,237,160円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
6	資源循環 エネルギー センター	水道供給契約	水道の供給	令和6年6月1日から 令和6年7月31日まで (令和6年6月1日)	吹田市南吹田3丁目 3番60号 吹田市水道部	2,574,224円	特定の者でなければ納入することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当。)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
7	破碎選別工場	破碎選別工場 不燃ごみ破碎機設備修繕(第1回目)	本工場の不燃ごみ破碎機設備について、消耗部品の取替・補修等を行い、設備の維持管理及び事故の未然防止を図り、今後の安定運転を目的に修繕を行う。	令和6年7月5日から 令和6年11月29日まで (令和6年7月5日)	兵庫県尼崎市浜 1丁目1番1号 クボタ環境 エンジニアリング(株) 大阪支社	4,774,000円	本修繕にかかる設備は(株)クボタの製品であり、部品調達及び整備技術等については同社独自のものでありましたが、クボタ環境エンジニアリング(株)大阪支社に本設備の全てを業務移管されており、本修繕については同社でしか対応できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、クボタ環境エンジニアリング(株)大阪支社と単独随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相手方が特定されるとき 【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当。)
8	破碎選別工場	破碎選別工場 A棟3階見学通路 ファンコイルユニット修繕	本施設内のファンコイルユニットにおいて、故障により空調運転が不可能な機器が発生したため、空調の正常化を図るため取替える修繕を行うもの。また、既設隠蔽型ではメンテナンスにおいて天井の解体が必要となるため、その必要が無いようカセット型に変更するもの。	令和6年7月19日から 令和7年1月31日まで (令和6年7月19日)	寝屋川市宇谷町 11番13号 新晃アトモス(株) 大阪支社	3,322,000円	本修繕にかかる施設内の空調機は全て新晃工業(株)製品であり、整備技術及び本体を含む部品調達等については唯一、新晃アトモス(株)のみの対応となっているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、新晃アトモス(株)大阪支社と単独随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相手方が特定されるとき 【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当。)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環 エネルギー センター	資源循環エネルギーセン ター 排ガス4成分分析計 検出器整備	本整備は、計量法第16条 により、8年に一度検定を 受ける義務がある機器で あることから、検定前に検 出器を交換し、測定精度 を確保するものです。	令和6年8月1日から 令和7年1月31日まで	京都府京都市南区吉祥院 宮の東町2番地 (株)堀場テクノサービス	3,851,100円	4成分分析計等の排ガス分析計については(株)堀場製作所製の 機器で、整備技術等についても独自のものであり、他の業者では 整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】 アに該当。)
2	資源循環 エネルギー センター	資源循環エネルギーセン ター 2号炉系機械設備整備	本整備は、資源循環エネ ルギーセンター2号炉系燃 焼設備、燃焼ガス冷却設 備及び排ガス処理設備に ついて、廃棄物の処理及 び清掃に関する法律第8 条の3の規定による施行 規則第4条の5「一般廃棄 物処理施設の維持管理 の技術基準」に基づき点 検、清掃及び消耗部品の 取替えを行い、今後の運 転の安定化を図る目的で 行うものです。	令和6年8月26日から 令和6年12月27日まで (令和6年8月26日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	106,700,000円	本整備に係る燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備 は、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで 株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができ ないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】 アに該当。)
3	資源循環 エネルギー センター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 20,015kg	令和6年8月19日から 令和6年8月20日まで (令和6年8月19日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,585,837円	令和6年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契 約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役 務関係業務】ウに該当)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和6年8月1日から 令和6年8月31日まで (令和6年8月1日)	東京都品川区東品川 3丁目6番5号 (株)V-Power	6,643,354円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
5	資源循環エネルギーセンター	ガス供給契約	13Aガスの供給	令和6年8月1日から 令和6年8月31日まで (令和6年8月1日)	大阪市中央区道修町3丁目5番11号 大阪ガス株式会社	4,319,211円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づくガスの使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	片山・岸部地域備蓄倉庫その他の公共施設327契約(236施設)で使用する電力供給業務	公共施設236施設で使用する電力の調達	令和6年10月の検針日から令和7年10月の検針日前日まで (令和6年9月4日)	エフビットコミュニケーションズ株式会社	単価契約 従量電灯A 基本料金 (最初の15kWまで) 496.46円/施設/月 電力量料金 第1段階 (15kW超120kWまで) 19.19円/kWh 他9項目 執行予定総額 97,078,037円	株式会社エナーバンクと締結した「吹田市と株式会社エナーバンクとの再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定」に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用。
2	環境保全指導課	南吹田地域地下水汚染対策揚水井戸導水管洗浄委託業務	南吹田地下水汚染対策に係る2号揚水井戸について、地下水に含まれる鉄分等のスケール析出による導水管の閉塞を防ぐため、管内洗浄を行う。	令和6年9月24日から 令和7年3月31日まで (令和6年9月24日)	富田林市山中田町1丁目11番8号 藤野興業(株)	2,530,000	本揚水井戸導水管は、管長が長く、経路途中には点検口等がなく、配管には曲がり等が存在するため、一般的な管洗浄方法である高圧洗浄やブラシ洗浄、ピグ洗浄では配管を閉塞する可能性があることから、当該導水管の洗浄は、特殊アイスシャーベットを用いたアイスピグ洗浄でしか対応できない状況です。 アイスピグ洗浄工法には専用の設備や特殊な技術が必要であり、用いる特殊アイスシャーベットは、現在、全国に6機存在する専用の製氷機を保有する企業のみが製造可能で、かつ特殊アイスシャーベットは時間経過とともに溶けるため、限られた時間で製造から輸送及び注入する必要があることから、当該条件に該当する事業者は契約事業者のみとなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【委託役務関係業務】特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	資源循環 エネルギー センター	水道供給契約	水道の供給	令和6年9月1日から 令和6年9月30日まで (令和6年9月1日)	吹田市南吹田3丁目 3番60号 吹田市水道部	2,826,483円	特定の者でなければ納入することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託 役務関係業務】オに該当。)
4	資源循環 エネルギー センター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 20,015kg	令和6年9月6日から 令和6年9月8日まで (令和6年9月6日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	5,170,383円	令和6年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契 約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役 務関係業務】ウに該当)
5	資源循環 エネルギー センター	排ガス処理用薬品 (単価契約)	アンモニア水(25%) 25,600kg	令和6年9月6日から 令和6年9月8日まで (令和6年9月6日)	大阪市平野区瓜破 1丁目12番31号 (株)辻本	2,816,000円	令和6年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契 約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役 務関係業務】ウに該当)
6	資源循環 エネルギー センター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 6,040kg	令和6年9月12日から 令和6年9月18日まで (令和6年9月12日)	大阪市生野区巽北 3丁目20番11号 (株)隅谷商店	2,790,480円	令和6年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契 約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役 務関係業務】ウに該当)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑2系熱交換器エレメントカバー及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、熱交換器エレメントカバー、消音ダクト、排風機、燃焼用送風機に損傷を確認しています。このまま修繕せず放置すると、火葬炉本体の損傷等により、適正な火葬業務に支障をきたし、火葬炉の使用停止等の事態を招き、結果膨大な修繕費が必要となります。このような事態を避け、施設の円滑な運営を担保するために、火葬炉設備の修繕を行うものです。	令和6年10月4日から 令和6年12月20日まで (令和6年10月4日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	14,547,500円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のものです。「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で 行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター2号焼却炉耐火物整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの2号焼却炉耐火物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和6年10月14日から 令和6年12月27日まで (令和6年10月7日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	31,900,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 2号大塊物コンベヤ整備 (ヘッド部)	本整備は、資源循環エネルギーセンター灰出し設備の2号大塊物コンベヤ(ヘッド部)について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和6年10月21日から 令和6年12月27日まで (令和6年10月16日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	15,730,000円	本整備に係る灰出し設備の2号大塊物コンベヤは、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 2号焼却炉油圧シリンダ整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター2号焼却炉燃焼設備の油圧シリンダについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和6年10月28日から 令和6年12月27日まで (令和6年10月24日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	2,728,000円	本整備に係る燃焼設備の油圧シリンダは、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 塵芥及び搬出クレーン整備	本整備は塵芥及び搬出クレーンについて、クレーン等安全規則第34条(定期自主検査)に基づき点検及び整備を行い、各検査項目の基準を満たすことを確認し、安全及び安定運転を維持するために実施するものです。	令和6年10月1日から 令和6年12月13日まで (令和6年10月1日)	大阪府大阪市中央区本町1丁目8番12号 株式会社 日立プラントメカニクス 関西支店	8,470,000円	本整備に係る受入供給設備の塵芥及び搬出クレーンは、株式会社日立プラントメカニクスの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社日立プラントメカニクスで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
6	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 1号ボイラー3次過熱器整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの1号ボイラー過熱器について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、整備を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	市議会議決後から 令和7年9月30日まで (令和6年10月2日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	330,000,000円	本整備に係る燃焼ガス冷却設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備できないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
7	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 1号ろ過式集じん器出口ばいじん計整備	本整備は、1号ろ過式集じん器出口ばいじん計の交換、機器調整及び校正を行い、測定精度の確保、機器の安定的な運用を図るものです。	令和 6年10月 1日 から 令和 7年 3月10日 まで (令和6年10月1日)	大阪市中央区 大手前1丁目7番31号 京都電子工業(株)	3,245,000円	1号ろ過式集じん器出口に設置されているばいじん計については京都電子工業(株)製の機器であり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
8	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター プラント保安用発電設備整備	本整備に係るプラント保安用発電設備は、停電時に焼却炉を安全に停止させるための電力を供給する機器であるという、重要な役割を担っているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3に基づき施行規則第4条の5の規定による「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に従って、定期的に点検整備を行い、今後の安定運転を図るものです。	令和6年10月1日から令和7年3月21日まで (令和6年10月1日)	大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番30号 MDエンジニアリング(株)	7,040,000円	本整備に係る設備は、ダイハツディーゼル(株)により設計・製造された特殊製品であり、据付及び整備技術についてはMDエンジニアリング(株)のものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
9	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 監視カメラ装置点検整備	本設備は、焼却炉の監視等、本施設の運転監視業務において重要な設備のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検整備を行い今後の性能の安定維持を図るものです。	令和6年10月21日から令和7年3月21日まで (令和6年10月21日)	大阪府吹田市南吹田5丁目26番3号 日本エレクトロニクスシステムズ株式会社 第二インフラシステム事業部	7,700,000円	本整備に係る設備については東芝Eiコントロールシステム(株)にて設置施工・動作試験が行われたものでありますが、日本エレクトロニクスシステムズ(株)が点検整備の業務移管を受けており、整備技術等については独自の技術が必要なため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
10	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破砕選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給。	令和6年10月1日から令和6年10月31日まで (令和6年10月1日)	東京都港区港南2丁目10番9号 (株)V-Power	13,732,975円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
11	破砕選別工場	破砕選別工場 受電設備等点検業務	破砕選別工場及び資源リサイクルセンターの受電設備等について、電気事業法及び吹田市電気工作物保安規則第15条に基づき点検を行い、同時に経年劣化した一部設備の部品交換を行うもの。	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで (令和6年10月1日)	大阪市北区小松原町2番4号 メタウォーター(株) 関西営業部	3,300,000円	本業務に係る受電設備の設計及び製造と直流電源装置の設計及び納入はメタウォーター株式会社によるものであり、部品の取替技術については、同社独自のものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、メタウォーター(株) 関西営業部と単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドライン地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相手方が特定されるとき 【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 計量データ処理装置整備	本整備は、計量システムの更新を行い、今後の安定運転を図るものです。	令和6年11月1日から 令和7年3月14日まで (令和6年11月1日)	兵庫県尼崎市南初島町 12番地の6 株式会社アセック	23,760,000円	本整備に係る設備は、株式会社アセックの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社アセックで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 20,000kg	令和6年11月8日から 令和6年11月11日まで (令和6年11月8日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,627,900円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
3	資源循環エネルギーセンター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 5,960kg	令和6年11月18日から 令和6年11月25日まで (令和6年11月18日)	大阪市生野区巽北 3丁目20番11号 (株)隅谷商店	2,753,520円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 2号ボイラー過熱器整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター2号ボイラー過熱器管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和6年11月21日から 令和6年12月27日まで (令和6年11月21日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	9,680,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 投入扉等駆動油圧装置 及び 油圧シリンダ整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの投入扉等駆動油圧装置及び油圧シリンダについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和6年11月22日から 令和7年2月28日まで (令和6年11月22日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	4,862,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
6	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給。	令和6年11月1日から 令和6年11月30日まで (令和6年11月1日)	東京都港区港南 2丁目10番9号 (株)V-Power	8,119,803円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

12月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 2号灰溶融炉及び 共通系機器整備	本整備は、溶融設備の2号灰溶融炉及び共通系機器等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和 6年 12月16日から 令和 7年 3月14日まで (令和6年12月16日)	神奈川県川崎市川崎区 夜光2丁目4番1号 大同環境エンジニアリング株式会社 東京支店	77,000,000円	本整備に係る溶融設備の2号灰溶融炉及び共通系機器等は、大同特殊鋼株式会社の製品であり、部品の調達並びに整備技術等については同社独自のものであるため同社のメンテナンス部門を引き受けている大同環境エンジニアリング株式会社でしか整備ができないため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 共通関係計装設備整備	本整備に係る各機器は、資源循環エネルギーセンターの焼却炉・ボイラー及びその他の設備において、安定運転のための重要な制御及び監視を行っているので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3に基づく、施行規則第4条の5の規定による「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に従って、定期的に点検整備を行い今後の安定運転を図るものです。	令和 6年12月25日から 令和 7年 3月21日まで (令和 6年12月25日)	大阪市北区天満橋 1丁目8番30号 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー 関西支社	4,096,400円	本整備に係る各機器は、アズビル(株)により設計・製造された特殊製品であり、整備技術については同社独自のものであるため、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 19,990kg	令和6年12月3日から 令和6年12月18日まで (令和6年12月3日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,626,585円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

12月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給。	令和6年12月1日から 令和6年12月31日まで (令和6年12月1日)	東京都港区港南 2丁目10番9号 (株)V-Power	7,002,867円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
5	環境政策室	吹田市本庁舎その他の公共施設79契約(78施設)で使用する電力供給業務	公共施設78施設で使用する電力の調達	令和7年1月の検針日から令和8年1月の検針日前日まで (令和6年12月10日)	エフビットコミュニケーションズ株式会社	単価契約 高圧電力AL 基本料金 1,950.03円/kW・月 電力量料金 (夏季) 18.07円/kWh (その他季) 17.00円/kWh 他237項目 執行予定総額 660,865,150円	株式会社エナーバンクと締結した「吹田市と株式会社エナーバンクとの再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定」に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用。
6	環境政策室	JR吹田駅前北自転車駐車場その他の公共施設5契約(5施設)で使用する電力供給業務	公共施設5施設で使用する電力の調達	令和7年1月の検針日から令和8年1月の検針日前日まで (令和6年12月10日)	株式会社FPS	単価契約 高圧電力BL 基本料金 2,183.99円/kW・月 電力量料金 (夏季) 17.52円/kWh (その他季) 16.57円/kWh 他14項目 執行予定総額 225,217,447円	株式会社エナーバンクと締結した「吹田市と株式会社エナーバンクとの再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定」に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用。

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 共通関係計装弁整備	本整備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3に基づく、施行規則第4条の5の規定による「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に従って、定期的に点検整備を行い今後の安定運転を図るものです。	令和 7年 1月6日から 令和 7年 3月21日まで (令和 7年 1月6日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	8,580,000円	本整備に係る設備は、(株)タクマにより設計された設備であり、整備技術については同社独自のものであり、他の業者では整備ができないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 高圧配電用保護継電器整備	本整備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和 7年 1月14日から 令和 7年 3月21日まで (令和 7年 1月14日)	大阪府大阪市北区大深町 3番1号 富士電機株式会社 関西支社	8,987,000円	本整備に係る設備は、富士電機(株)により設計・製造された特殊製品であり、据付及び整備技術については同社独自のものであるため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター ボイラー共通系機器及び蒸気タービン整備	本整備は、電気事業法第55条第1項で規定する発電用ボイラー及び蒸気タービンの定期安全管理審査を実施し、同法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認するため、整備を行うものです。	令和7年1月31日から 令和7年3月14日まで (令和7年1月31日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	104,500,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 塵芥及び搬出バケツ整備	本整備は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、整備を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和7年1月20日から令和7年3月25日まで (令和7年1月20日)	大阪府大阪市中央区本町1丁目8番12号 株式会社 日立プラントメカニクス 関西支店	8,118,000円	本整備に係る設備の塵芥及び搬出バケツは、株式会社日立プラントメカニクスの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社日立プラントメカニクスで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】アに該当。)
5	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 純水装置及び排水処理設備整備	本整備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、清掃、点検、分析及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和7年1月27日から令和7年3月14日まで (令和7年1月27日)	大阪市西区西本町1丁目3番15号 大阪建大ビル 内外化学製品株式会社 大阪支店	14,850,000円	本整備に係る設備の関連機器は、内外化学製品株式会社の製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで内外化学製品株式会社で行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
6	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 34,965kg	令和7年1月20日から令和7年2月4日まで (令和7年1月20日)	大阪市中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	4,594,225円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
7	資源循環エネルギーセンター	排ガス処理用薬品 (単価契約)	アンモニア水(25%) 26,210kg	令和7年1月20日から令和7年2月4日まで (令和7年1月20日)	大阪市平野区瓜破1丁目12番31号 (株)辻本	2,883,100円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
8	資源循環エネルギーセンター	水道供給契約	水道の供給	令和6年12月1日から令和7年1月31日まで (令和6年12月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	2,550,706円	特定の者でなければ納入することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当。)

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
9	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 3成分分析計等排ガス分析計整備	本整備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、機器の校正及び部品の交換等を行い、今後の運転の安定化を図る目的で実施するものです。	令和7年1月10日から 令和7年2月28日まで (令和7年1月10日)	京都府京都市南区 吉祥院宮の東町2番地 (株)堀場テクノサービス	4,139,300円	3成分分析計等の排ガス分析計については(株)堀場製作所製の機器で、整備技術等についても独自のものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑2系排ガス処理設備及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、火の粉侵入防止装置、バイパスダンパ、炉共通制御盤シーケンサ、炉内台車、一次冷却空気用フレキシブルダクト、主燃焼炉視窓、排気筒監視装置に損傷を確認しています。このまま修繕せず放置すると、火葬炉本体の損傷等により、適正な火葬業務に支障をきたし、火葬炉の使用停止等の事態を招き、結果膨大な修繕費が必要となります。このような事態を避け、施設の円滑な運営を担保するために、火葬炉設備の修繕を行う。	令和7年2月3日から 令和7年3月25日まで (令和7年2月3日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	12,045,550円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のもので、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 共通系機械設備補機整備	本整備は、排ガス処理設備のアンモニア供給装置、溶融設備の溶融窒素酸化物除去設備及び混練機、灰出し設備の大塊物コンベヤ減速機について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、点検整備並びに消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で実施するものです。	令和7年2月3日から 令和7年3月21日まで (令和7年2月3日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	9,570,000円	本整備に係る排ガス処理設備のアンモニア供給装置、溶融設備の溶融窒素酸化物除去設備及び混練機、灰出し設備の大塊物コンベヤは、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条第2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 非常用焼却主灰コンベヤ整備	本整備は、灰出し設備の非常用焼却主灰コンベヤ整備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、点検整備並びに消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で実施するものです。	令和7年2月10日から 令和7年3月21日まで (令和7年2月10日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	9,570,000円	本整備に係る灰出し設備の非常用焼却主灰コンベヤは、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条第2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 6,010kg	令和7年2月 7日から 令和7年2月27日まで (令和7年2月7日)	大阪市生野区巽北 3丁目20番11号 (株)隅谷商店	2,776,620円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	資源循環 エネルギー センター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 29,995kg	令和7年2月12日から 令和7年2月28日まで (令和7年2月12日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	3,941,192円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
6	資源循環 エネルギー センター	資源循環エネルギーセン ター 1号炉ストーカ及び空気 ダクト補修整備	本整備は、資源循環エネ ルギーセンターの1号焼 却炉燃焼設備のストーカ 及び空気ダクトについて、 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律第8条の3の規 定による施行規則第4条 の5「一般廃棄物処理施 設の維持管理の技術上 の基準」に基づき、点検整 備並びに消耗部品の取替 えを行い、今後の運転の 安定化を図る目的で実施 するものです。	令和7年2月21日から 令和7年3月12日まで (令和7年2月21日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	4,477,000円	本整備に係る燃焼設備のストーカ及び空気ダクトは、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
7	資源循環 エネルギー センター	資源循環エネルギーセン ター 1号焼却炉燃焼室上部耐 火物整備	本整備は、資源循環エネ ルギーセンターの1号焼却 炉燃焼室上部耐火物整 備について、廃棄物の処 理及び清掃に関する法律 第8条の3の規定による施 行規則第4条の5「一般廃 棄物処理施設の維持管 理の技術上の基準」に基 づき、点検整備並びに消 耗部品の取替えを行い、 今後の運転の安定化を図 る目的で実施するもので す。	令和7年2月17日から 令和7年3月28日まで (令和7年2月17日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	9,493,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
8	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター PLC統合コントローラ整備	本整備に係る設備は、資源循環エネルギーセンターの焼却炉・ボイラー及びその他の設備において、安定運転のための重要な制御を行っているので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3に基づく、施行規則第4条の5の規定による「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に従って、定期的に点検整備を行い今後の安定運転を図るものです。	令和7年2月3日から 令和7年3月21日まで (令和7年2月3日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	5,720,000円	本整備に係る設備は、(株)タクマにより設計された設備であり、整備技術については同社独自のものであるため、他の業者では整備ができないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

3月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター スラグ粉砕機整備	本整備は、溶融設備のスラグ粉砕機について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、スラグ粉砕機の整備を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和7年3月6日から 令和7年3月28日まで (令和7年3月6日)	兵庫県三木市別所町 巴20番地 近畿工業株式会社	2,521,200円	本整備に係る溶融設備のスラグ粉砕機は、近畿工業株式会社の製品であり、部品の調達並びに整備技術等については同社独自のものであるため他社では整備ができないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給。	令和7年3月1日から 令和7年3月31日まで (令和7年3月1日)	京都府京都市南区 東九条室町23 エフビット コミュニケーションズ(株)	3,763,723円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	ガス供給契約	13Aガスの供給	令和7年3月1日から 令和7年3月31日まで (令和7年3月1日)	大阪市中央区道修町3丁目5番11号 大阪ガス株式会社	3,073,585円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づくガスの使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

3月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	資源循環 エネルギー センター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 6,030kg	令和7年3月 6日から 令和7年3月10日まで (令和7年3月6日)	大阪市生野区巽北 3丁目20番11号 (株)隅谷商店	2,785,860円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた 契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役 務関係業務】ウに該当)
5	資源循環 エネルギー センター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 14,930kg	令和7年3月31日から 令和7年3月31日まで (令和7年3月31日)	大阪市生野区巽北 3丁目20番11号 (株)隅谷商店	6,897,660円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた 契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役 務関係業務】ウに該当)
6	資源循環 エネルギー センター	排ガス処理用薬品 (単価契約)	活性炭 6,560kg	令和7年3月25日から 令和7年3月27日まで (令和7年3月25日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	3,074,016円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた 契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役 務関係業務】ウに該当)
7	資源循環 エネルギー センター	排ガス処理用薬品 (単価契約)	アンモニア水(25%) 28,240kg	令和7年3月26日から 令和7年3月27日まで (令和7年3月26日)	大阪市平野区瓜破 1丁目12番31号 (株)辻本	3,106,400円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた 契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役 務関係業務】ウに該当。)
8	資源循環 エネルギー センター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 44,985kg	令和7年3月26日から 令和7年3月26日まで (令和7年3月26日)	大阪市中央区平野町 4丁目6番4号 大鳥産業(株)	5,910,803円	令和6年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた 契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役 務関係業務】ウに該当。)